

「インクルーシブ教育システム」と学習指導要領の改訂について

藤川雅人*

(青森県教育庁学校教育課)

キーワード：特別支援教育 インクルーシブ教育システム 学習指導要領

1. はじめに

2017年3月に小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が告示され、同年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が告示された。今回の学習指導要領の改訂の基本的な考え方として、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視したことが特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイントに示されている。また、同改訂のポイントには、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視したことも明記されている。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則編の「第1章教育課程の基準の改善の趣旨」の「第1節改訂の経緯」において、改訂にはインクルーシブ教育システムが大きく関与していることが記述されている。

そこで、本論文では、インクルーシブ教育システムの理念を確認するとともに、インクルーシブ教育システムに関する記述について、中央教育審議会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」及び「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を概観し、その上でインクルーシブ教育システムに関わって、新しい特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領はどのように改訂されたかを確認する。

2. 「障害者の権利に関する条約」

先にも述べたが、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則編の改訂の経緯において、「平成19年に『障害者の権利に関する条約（平成18年国連総会で採択）』に署名し、平成26年にこれを批准した。同条約では、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者がその能力等を最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての『インクルーシブ教育システム』の理念が提唱された」と記述されており、まず、「障害者の権利に関する条約」について確認する。

外務省（2018）によれば、「障害者の権利に関する条約」は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約」であり、「この条約の主な内容としては、（1）一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）、（2）一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現する

*責任著者

藤川雅人 masahito_fujikawa@pref.aomori.lg.jp

ことを確保し、及び促進すること等)、(3) 障害者の権利実現のための措置(身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定、社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)、(4) 条約の実施のための仕組み(条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置、障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)」であると示している。

教育に関する条約は第 24 条であり、この中に、あらゆる段階における障害者を包容する教育制度(inclusive education system)、教育制度一般から排除されないこと(not excluded from the general education system)等の記述が見られ、確認していく。

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1 の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者(特に児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1 の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯

学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

「障害者の権利に関する条約」について、我が国では2007年の署名から2014年の批准までの間、2011年8月に障害者基本法の改正、2011年8月に障害者福祉法の施行、2013年4月に障害者総合支援法の施行、2013年6月に障害者雇用促進法の改正、2013年6月に障害者差別解消法の公布など、障害者に関する一連の国内法の整備を行っている。また、「障害者の権利に関する条約」に示された教育の理念を実現に向けた特別支援教育の在り方について審議を行うため、2010年7月に中央教育審議会中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置している。

3. 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、報告）が2012年7月にまとめられた。

まず、特別支援教育について確認しておく。2007年の文部科学省初等中等教育局長による「特別支援教育の推進について（通知）」の「特別支援教育の理念」では、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」と述べられている。特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒だけでなく、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、共生社会の形成の基礎となるものであることを改めて認識しておく必要がある。

次に報告の構成を見ていく。構成は、「1 共生社会の形成に向けて」「2 就学相談・就学先決定の在り方について」「3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」「4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」「5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」となっている。

「1 共生社会の形成に向けて」では、「(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」と「(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の項目に分けられており、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくという作りになっている。

報告の「(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」では、「共生社会」及び「インクルーシブ教育システム」について記述されており、確認する。

「共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である」としている。

そして、インクルーシブ教育システムについては、「障害者の権利に関する条約第24条によれば、『インクルーシブ教育システム』(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害

のある者が『general education system』（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている」と明記されている。

「(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」では、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである」として、「特別支援教育を発展させていくことが必要である」としている。

また、この同じ(2)の項目に「共に学ぶことについて」があり、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」と示されている。

この「共に学ぶことについて」の言及ののち、「4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」では、「多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である」としている。

4. 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

2016年12月に中央教育審議会より「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、答申）が出された。この答申では、インクルーシブ教育システムについては、「第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性」の「第8章 子供一人一人の発達をどのように支援するか 一子供の発達を踏まえた指導」の中に「5 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育」に記述されており、以下に示す。

- ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

- ・その際、小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め、教育課程の連続性を十分に考慮し、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を可能としていくことが必要である。

- ・そのためには、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していくことが求められる。また、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である。

- ・また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。

- ・加えて、平成30年度から制度化される高等学校における通級による指導については、単位認定の在り方な

ど制度の実施にあたり必要な事項を示すことが必要である。また、実施に向けて円滑に準備が進められるよう、校内体制及び関係機関との連携体制、各教科等の指導を行う教員との連携の在り方、通級による指導に関する指導内容や指導方法 などの実践例を紹介することが求められる。

・障害者理解や交流及び共同学習については、グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら、学校の教育活動全体での一層の推進を図ることが求められる。さらに、学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある。

・その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、全ての人々が、障害等の有無にかかわらず、多様性を尊重する態度を育成できるようにすることが求められる。

「小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め、教育課程の連続性」や小学校・中学校の「通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である」と示されているが、インクルーシブ教育システムとの関わりにおいて、学習指導要領には具体的にどのように記述されているか、以下に見ていく。

5. 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、インクルーシブ教育システムのワードそのものはないが、先に述べたように、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則編の「第1章教育課程の基準の改善の趣旨」の「第1節改訂の経緯」において、インクルーシブ教育システムについて記述されているほか、「第2節改訂の基本方針」に「2 インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視」として、項目の中に示されている。ここには、「学びの連続性を重視した対応」「一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の3点示されているが、中核となる「学びの連続性を重視した対応」を以下に示す。

学びの連続性を重視した対応

(ア)「第8節重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を明確にした。

(イ) 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理した。その際、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意し、次の点を充実した。

- ・小・中学部の各段階に目標を設定した。
- ・中学部に2段階を新設し、段階ごとの内容を充実した。
- ・小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定した。
- ・小学部の子供のうち小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、

また、中学部の子供のうち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、子供が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定した。

表1 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

新	旧
第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い	第2節 教育課程の編成 第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い
1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階)又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。	1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。
(1)各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。	(1)各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
(2)各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。	(2)各教科及び道徳科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。
(3)視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。	(4)視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
(4)中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。	(3)中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科及び道徳科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
(5)中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。	(新設)
(6)幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。	(5)幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。
2 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。 また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。	(新設)
3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。	2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって、替えることができるものとする。なお、この場合、小学部の児童については、外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができるものとする。また、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。
4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。	3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。
5 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生	4 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は

徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1から4に示すところによることができるものとする。	生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、上記1から3に示すところによることができるものとする。
6 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。	5 重複障害者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

(ア)「第8節重複障害者等に関する教育課程の取扱い」については、どのような改訂がなされたか確認するため、さらに詳細に見ていく。表1に重複障害者等に関する教育課程の取扱いの新旧対照表を示した。

3つのポイントがあり、1つ目は新学習指導要領の第8節の1の(2)と(4)、3、4が該当するが、「全部又は一部によって、替えることができる」としていたものが、「一部又は全部によって、替えることができる」となっている。これは、児童生徒を既定の教育課程の枠組みに当てはめるのではなく、個別の指導計画に基づき、各教科の目標及び内容と、児童生徒の障害の状態やこれまでの学習状況等と照らし合わせた上で、全てを替えることが適切なのか、一部を取り扱うことができる目標及び内容はないのか検討する契機となると考えられる。2つ目は、新学習指導要領の第8節の1の(3)であるが、小学部の児童については、外国語科の目標及び内容の一部又は全部を、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるとなっている。3つ目として、知的障害者である児童生徒の各教科及び外国語活動の学習状況に応じた弾力的な教育課程の編成ができるとしている。これまでの学習指導要領で想定している児童生徒の状態像よりも実際に在籍している児童生徒の知的障害の状態等は多様であることから、実際的な改訂であると考えられる。これらのことから、子供たちの学びの連続性を確保する視点で改訂がなされていると言える。

6. 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則編では、インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、小・中学校等の教育課程との連続性を重視したことが示されているが、一方で、小・中学校の学習指導要領では、どのような記述になっているか確認していく。

小・中学校の学習指導要領及び小・中学校の学習指導要領解説総則編には、インクルーシブ教育システムのワードそのものは、確認できなかった。しかしながら、小・中学校の学習指導要領解説の各教科等編において、インクルーシブ教育システムのワードを確認することができた。ただし、特別の教科道徳には見当たらない。

ここで小学校の学習指導要領解説を詳細に見ていく。小学校の学習指導要領解説外国語活動・外国語編では、「第1部外国語活動」の「第2章外国語活動の目標及び内容」の「第2節英語」の「3指導計画の作成と内容の取扱い」及び「第2部外国語」の「第2章外国語科の目標及び内容」の「第2節英語」の「3指導計画の作成と内容の取扱い」において、小学校の学習指導要領解説特別活動編では、「第4章指導計画の作成と内容の取扱い」の「第1節指導計画の作成に当たっての配慮事項」の「5 障害のある児童など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」において、それ以外の小学校の学習指導要領解説の各教科等編（特別の教科道徳を除く）では、「第4章指導計画の作成と内容の取扱い」の「1指導計画作成上の配慮事項」である「障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」において、以下のようにインクルーシブ教育システムのワードが示されている。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、

児童の十分な学びを確保し、一人一人の児童の障害の状態や発達段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童が在籍している可能性があることを前提に、全て

表2 小学校における各教科等における困難さの状態や指導上の工夫の意図、手立ての例 その1

国語	<ul style="list-style-type: none"> 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。 声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。
社会	<ul style="list-style-type: none"> 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。 社会的事象に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象の意味を理解しやすくするため、社会の営みと身近な生活が繋がっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるように配慮することなどが考えられる。 学習問題に気付くことが難しい場合には、社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合には、見本を示したワークシートを作成するなどの指導の工夫が考えられる。
算数	<ul style="list-style-type: none"> 「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。 文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合、児童が数量の関係をイメージできるように、児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げたり、場面を具体物を用いて動作化させたり、解決に必要な情報に注目できるように文章を一部分ごとに示したり、図式化したりすることなどの工夫を行う。 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりすることなどの工夫を行う。 データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるようにする。
理科	<ul style="list-style-type: none"> 理科における配慮として、実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりすることなどの配慮が考えられる。また、燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにすることなどの配慮が考えられる。さらには、自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察をすることが難しい場合には、観察するポイントを示したり、ICT教材を活用したりすることなどの配慮が考えられる。
生活	<ul style="list-style-type: none"> 言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなどの配慮をする。 みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合は、大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮する。 自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合は、児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように、考える項目や順序を示したプリントを準備したり、事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにすることなどの配慮をする。 学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合は、学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用することなどの配慮をする。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> 音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化の際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。 多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、児童がどこに注目したらよいか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにししたりするなど、視覚的に情報を整理することなどの配慮をする。
図画工作	<ul style="list-style-type: none"> 変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、技能を習得できるように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりすることなどの配慮をする。 形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定することなどの配慮をする。

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合には、落ち着いて学習できるようにするため、道具や材料を必要最小限に抑えて準備したり、整理・整頓された学習環境で学習できるよう工夫したりすることが考えられる。また、活動への関心をもつことが難しい場合には、約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示したり、体感できる教材・教具を活用したりして関心を高めることが考えられる。周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい場合には、手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。
----	--

表2 小学校における各教科等における困難さの状態や指導上の工夫の意図、手立ての例 その2

体育	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に補助をしながら行ったりするなどの配慮をする。 ・勝ち負けに過度にこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ・音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。
外国語	<ul style="list-style-type: none"> ・音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。 ・1単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合、語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう、外国語の文字を提示する際に字体をそろえたり、線上に文字を書いたり、語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には、貼る位置や順番などに配慮する。
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。 ・関心のある事柄を広げることが難しい場合は、関心のもてる範囲を広げることができるように、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。 ・様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は、具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。 ・学習の振り返りが難しい場合は、学習してきた場面を想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出すための手掛かりが得られるように配慮する。 ・人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合は、安心して発表できるように、発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにすること、ICT 機器を活用したりするなど、児童の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の気持ちを察したり理解したりすることが苦手な児童には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。 ・話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの図り方についての指導をする。 ・学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には、見通しがもてるよう、各活動・学校行事のねらいや活動の内容、役割(得意なこと)の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の児童に協力を依頼しておく。

の教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

これを踏まえ、今回の改訂では、障害のある児童などの指導に当たっては、個々の児童によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難や移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手なことなどを、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

上記に加えて、各教科等における「目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある」とし、教科等ごとに例が示されている(表2)。各教科等における障害に応じた指導上の工夫について

て、具体的に考える際に構造的に構成する視点が示されている。児童生徒が十分な学びとなるよう、学びの過程で考えられる困難さの状態に対する指導上の工夫の意図と手立ての例を示している。これらの改訂の意義や目的を十分に理解し、実践していくことが求められる。

今回の改訂では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領だけでなく、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においても、特別支援教育に関する記述の質と量がともに充実したと言える。障害のある子供の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の推進は、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育の構築を目指していることを踏まえておく必要がある。

参考・引用文献

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。

中央教育審議会（2016）幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）。

外務省（2018）障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約），平成30年3月29日，https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html（2018年9月30日閲覧）。

文部科学省（2007）特別支援教育の推進について（通知）。

文部科学省（2017）中学校学習指導要領。

文部科学省（2017）中学校学習指導要領解説総則編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説総則編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説国語編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説社会編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説算数編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説理科編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説生活編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説音楽編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説図画工作編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説家庭編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説体育編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説外国語活動・外国語編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説総合的な学習の時間編。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説特別活動編。

文部科学省（2017）特別支援学校小学校・中学校学習指導要領。

文部科学省（2017）特別支援学校小学校・中学校学習指導要領解説総則編。

文部科学省（2018）特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント。